

杉並区による犯罪被害者支援の推進課題

「(仮称) 杉並区犯罪被害者等支援条例」の制定に向けて

平成 17 年 3 月

杉並区犯罪等被害者支援専門家検討委員会

目 次

第1章	区支援制度の背景と意義・・・・・・・・・・・・・・・・
1	犯罪被害者のおかれた現状・・・・・・・・・・・・・・・・
2	犯罪被害者支援の発展と基本法制定・・・・・・・・・・
3	地方公共団体による被害者支援の動き・・・・・・・・
4	杉並区 21 世紀ビジョンと被害者支援へ向けた取り組み・・・・・・・・
第2章	制度の基本理念及び区の責務等・・・・・・・・・・
1	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・
2	区の責務・・・・・・・・・・・・・・・・
3	区民等の責務・・・・・・・・・・・・・・・・
第3章	支援の対象・・・・・・・・・・・・・・・・
1	犯罪等及び犯罪被害等の定義・・・・・・・・・・
2	犯罪被害者等の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・
第4章	犯罪被害者等の支援策・・・・・・・・・・・・・・・・
1	被害者支援の実施・・・・・・・・・・・・・・・・
2	総合相談と情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・
3	一時利用住居の整備・・・・・・・・・・・・・・・・
4	生活支援の提供・・・・・・・・・・・・・・・・
5	経済的支援の実施・・・・・・・・・・・・・・・・
6	医療支援と心のケア・・・・・・・・・・・・・・・・
7	再被害・累被害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・
8	現行施策の活用・・・・・・・・・・・・・・・・
第5章	犯罪被害者等の支援体制・・・・・・・・・・
1	総合支援窓口の設置・・・・・・・・・・・・・・・・
2	被害者支援コーディネータ等の配置と養成・・・・・・・・
3	犯罪被害者支援員制度の創設・・・・・・・・・・
4	関係機関・団体との連携・協力・支援・・・・・・・・
5	犯罪被害者等支援協議会の設置・・・・・・・・・・
6	広報・啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・

終章	雑則	・・・・・・・・・・・・・・・・
1	必要な措置	・・・・・・・・・・・・・・・・
2	施策・条例の改正	・・・・・・・・・・・・・・・・

第1章 区支援制度創設の背景と意義

1 犯罪被害者のおかれた現状

(1) 近時の犯罪被害の動向

平成16年度犯罪白書によると、平成15年における刑法犯認知件数は、364万6,253件（前年比4万7,675件減）であり、前年より認知件数が減少したのは9年ぶりであるが、戦後全体を通じて見るとなお高い水準にある。

このうち、窃盗を除く一般刑法犯の認知件数は、55万4,600件で戦後初めて50万件を突破し、罪名別では、殺人、暴行、強姦、強制わいせつ、強盗、詐欺、住居侵入及び器物損壊が増加傾向にある。検挙件数は21万4,709件（昭和46年以降最多）、検挙人員は18万8,507人（同47年以降最多）であったが、認知件数がそれ以上のペースで増加しているため、検挙率は低下しており、平成15年は戦後最低の38.7%であった。

他方、平成15年において、一般刑法犯により生命・身体に被害を受けた者は、死亡者1,432人（前年比64人増）、重傷者3,731人（同76人増）、軽傷者4万2,934人（同173人減）、全体で4万8,097人（前年比33人減）であり、同年における財産犯（強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び遺失物等横領をいう。）による財産上の被害の総額は、3,397.9億円（前年比約360.9億円、9.6%減）であった。また、平成15年における強姦の被害件数は2,472件（前年比115件増）、強制わいせつの被害件数（女子）は9,729件（前年比504件増）で、増加傾向が続いている。

(2) 犯罪被害者の置かれた状況とそのニーズ

これら犯罪被害者は、これまで長い間にわたって社会から孤立し、極めて深刻な状況におかれてきた。センセーショナルなマスコミ報道の主役になることはあっても、刑事裁判手続においては証拠方法のひとつとしかみなされず、まさに「忘れ去られた存在」と評されても過言でない地位におかれてきたのである。

被害者が死亡し、または、重い傷害を負うという重大な犯罪被害は、殺人、傷害事件のみならず、交通犯罪によっても、いつ何時誰にでも起こりうることである。犯罪被害者が受ける打撃は、事件後も長く続く恐怖、失ったものへの消えない記憶、収入が途絶する一方で長期間にわたる治療等から生ずる生活上の困難、子育てへの障害や家庭崩壊、事件・加害者情報の入手や刑事手続参加に関する制約、報道機関や周囲から受ける二次被害など極めて広範にわたる。

これまで、多くの犯罪被害者が、制度の不備のなかで、孤立、忍耐、沈黙を強いられ、ひいては社会不信に陥るといった経験をしてきた。

犯罪被害者からは、捜査、刑事裁判のあり方について問題点を指摘する声が上がリ、さらには、刑事裁判手続や被害回復等に関する総合的な情報の提供、犯罪被害給付制度の拡充、公団住宅への優先入居なども含む柔軟かつきめ細かい経済的支援制度、国・地方公共団体及び民間の関係機関が連携し犯罪被害者にとって安心かつ長期的なサポートを受けられる支援体制、犯罪被害者のための公的弁護制度などを求める意見が示されてきた。

2 犯罪被害者支援の発展と基本法制定

(1) 犯罪被害者の権利

犯罪被害者の支援制度は、憲法13条（個人の尊重、生命・自由・幸福追求の尊重）、憲法25条（生存権、国の生存権保障義務）等を根拠とするものであり、その整備は日本国憲法の要請するところである。

昭和60年の国連犯罪防止会議は、「犯罪及び権力濫用の被害者に関する司法の基本的原則宣言（通称：国連被害者人権宣言）」を採択し、犯罪被害者の権利保障について、詳細かつ包括的な基本原則を明らかにし、各国政府において、必要な施策を検討すべきことを明らかにした。また、これと並行して欧米を中心とする諸外国では、刑事手続における被害者の地位の確立、被害者補償制度、支援制度の確立に向けた立法が進められてきた。

(2) 犯罪被害者支援制度の発展

わが国において犯罪被害者に対する支援の必要性がようやく認識されるようになったのは、昭和40年代後半に入ってからであった。昭和49年に発生した三菱重工ビル爆破事件を契機に、犯罪被害者に対する補償制度の必要性が叫ばれるようになり、昭和55年に「犯罪被害者等給付金支給法」が成立し、翌昭和56年には犯罪被害者救援基金が設立された。しかし、これらは、経済的側面のみの方策であり、トラウマやPTSD（心的外傷後ストレス障害）等犯罪被害者が深刻な精神的被害を受けている事実やその回復に関する施策が講じられることはなかった。

近年になって、地下鉄サリン事件などを契機に、犯罪被害者に対する社会的関心の高まりと犯罪被害者自身の懸命な努力により、平成12年に、犯罪被害者保護二法が成立し、その後、犯罪被害者等給付金支給法が改正され支給額が増額されるなど、犯罪被害者支援に一定の前進がみられるようになった。しかし、これらはなおいまだ被害者支援の一部の局面のみの部分的な改善にとどま

るものと言わざるを得ないものであった。

これまでのわが国の制度は、(加害者が第一の責任を負うことは当然としても)被害回復を保障する位置づけに弱く、支援の内容も総合性を欠いており、被害者支援の先進国に比べて一時代遅れているとも評されてきた。

(3) 犯罪被害者等基本法の制定

そしてついに、平成16年12月1日、議員立法により「犯罪被害者等基本法」が成立し、同17年4月1日に、同法が施行されるとともに犯罪被害者等施策推進会議が設置されることとなった。

同法は、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とし、犯罪被害者等のための施策の基本理念と各種の基本的施策を定めた。その前文では、「・・・今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。」と述べられている。

本格的な制度の制定に至るまで長い期間を経た我が国の犯罪被害者等支援が、ようやく、社会システムとして構築される段階を迎えた。今後、内閣府に設置される犯罪被害者等施策推進会議において犯罪被害者等基本計画の案が策定され、閣議決定された同基本計画に基づき、国、地方公共団体その他の関係機関等が連携して犯罪被害者等のための施策を推進していくこととなったのである。

3 地方公共団体による被害者支援の動き

(1) 犯罪被害者等基本法における地方公共団体の責務

犯罪被害者等基本法においては、地方公共団体の責務として、「基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定され(第4条)、具体的には、相談及び情報の提供、損害賠償の請求についての援助、給付金の支給に係る制度の充実、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、安全の確保、居住の安定、民間の団体に対する援助等の施策を講じるべきものとされた。

地方公共団体は、国、民間の支援団体とともに、早期に、関連制度の充実や犯罪被害者支援活動の活発化をはかり、被害者支援の輪をつくっていくことが必要とされるのである。

(2) 他の地方公共団体における犯罪被害者支援の動き

犯罪被害者等基本法の制定と前後して、地方公共団体においても犯罪被害者支援に取り組む動きがあり、宮城県、埼玉県嵐山町、東京都日野市など犯罪被害者支援に関する条例が制定された自治体もある。

しかしながら、そのような条例が制定された地方公共団体は、全国で二十余りにすぎず、また、その内容も、主として見舞金の支給といった一過的な施策が中心であり、犯罪被害からの回復の権利を正面から捉え総合的で継続的な支援を実施するといった水準に至っているとは言い難い。

(3) 杉並区において犯罪被害者支援制度を創設する意義

住民にとって最も身近な自治体である市区町村は、犯罪被害者支援に関して、十分ではないにしてもその資源を有している。福祉による生活支援、法律相談、精神保健、一時住いの場（緊急一時保護）等他の施策分野で提供されている資源は、条例・規則等の見直しによって、犯罪被害者支援に効果的に役立てることのできるものが存在する。また、福祉や保健の分野において培ってきた職員の支援ノウハウは、もう一步の訓練によって犯罪被害者支援に有効に生かされる財産である。

市区町村においても、速やかに上記資源を生かした犯罪被害者支援の枠組みが創られるべきであって、杉並区がこの機にあたっていち早く支援制度を創設し実施することは、区民が安心して暮らす地域を築くにとどまらず、他の自治体や民間団体の様々な行動の弾みにもなる先駆的、敷衍的な意義をもつといえる。

4 杉並区 21 世紀ビジョンと被害者支援へ向けた取り組み

(1) 杉並区 21 世紀ビジョンと犯罪被害者支援

杉並区の基本構想である「21 世紀ビジョン」は、「やさしさを忘れず共に生きるまちをつくろう」と、区民とともに取り組む目標を示している。「21 世紀ビジョン」が犯罪被害者支援において求めていることは、犯罪被害者やその遺族・家族が、大きな精神的打撃を負い、様々な社会生活上の困難を強いられ、苦悩のなかに生きている状態を、行政や地域の人たちの理解と支えによって解消していくことではないだろうか。

いま、犯罪被害者支援制度の本格化の段階を迎えて、区が、被害者支援について持てる力を発揮することは、被害者支援を文字どおり社会の責務として推進していくうえで欠かせない要素である。今般の区の制度創設は、「21 世紀ビジョン」の目標の具体化にとっても、大変重要な取り組みであると考えている。

(2) 総合的かつきめ細かい犯罪被害者支援

本来、被害住民にとって身近な自治体である区は、困ったときに最も相談をしやすく、迅速かつきめ細かに、状況に応じた必要な支援を提供すべき地方公共団体である。

区の被害者支援においては、多様な支援要望に対し、紋切り型ではなく、可能な限りきめ細かく柔軟に応えていくことが欠かせない。犯罪被害者やその遺族・家族は、深刻な被害に遭ったとき茫然自失し、まず、何をしたらいいのか考えることすらできない状態に陥っていることを考慮する必要がある。支援制度があっても、それを利用する段に辿り着くまでに、時間を要することも多い。とくに被害直後の被害者には、捜査への協力、治療、各種手続、報道機関への対応など物理的、精神的に重い負担がかかる。これらに十分留意して、被害の状況と被害者の心理状況に気を配りつつ、その負担を極力軽減し、必要な支援策をきめ細かく総合的に提供していく制度づくりに努めるべきである。また、被害者が必要とする支援内容は、時間の経過とともに変化する。民間団体や他の行政機関と緊密に連携し、時間の流れに沿って、途切れることのない息の長い支援を行っていくことのできる制度を構想することが大切である。

(3) 他の行政機関との役割分担

犯罪被害者の支援を行うとき、まず、警察との連携と役割分担を考慮することが欠かせない。犯罪が発生したとき、最初に被害者に接触するのは、警察官である。まずは警察において、事件の状況が把握され、被害者の要望等を聞いて支援の第一歩が開始されるのであって、近年、警察による犯罪被害者支援が充実化されてきた。

しかし、事件と加害者情報の伝達、刑事手続などは、警察等関係機関が実のある支援を担ってくれるものであるが、区の支援策が被害の深刻化を防ぎ回復を早めるうえで、効果を発揮する例も少なくないと考える。警察が区の支援制度を案内（教示）し、被害者がその意思に基づき利用できる連携を確立することが、制度の成否を左右する鍵を握っている。

杉並区の制度は、国や都の支援が具体化されていない中で策定され実施される。内閣府の犯罪被害者等施策推進会議等において、今後、国・都と市区町村との役割分担や協力について明らかにされるものと思われるが、杉並区としては、他に先駆けて制度を検討し実施するなかで浮かび上がる問題点や提案を、積極的に国や都に伝え、推進の一助になるように努めることが大切である。

また、今後、各市区町村は、被害者支援について試行錯誤の時代に入る。自治体間でのそれぞれの経験の交流などに力を入れ、特に近隣自治体との相互協

力の構築なども視野に入れた関係づくりが肝要になってくるものとする。今般創設する区の制度は、市区町村の取り組みとして積極的な意味をもつものであるが、国等による被害者支援制度の急速な進展も予想される。したがって、一定の期間の実施を踏まえ、国・都などとの役割分担の変化等を斟酌し、柔軟に発展的に改正していくことを想定する必要もあろう。

(4) 地域社会での被害者支援の輪づくり

犯罪被害者支援は、行政の力のみでは限界があり、区民や地域社会が支援に携わるべく発展させていくことがとても重要である。わが国の場合、警察による支援を別にすると、いままで、民間非営利組織（NPO）やボランティアが被害者支援を担ってきた。これらの支援組織は、財政基盤等が脆弱な環境に置かれており、それを関係者の熱意で補うといった対応を余儀なくされてきた。

これら支援組織は、その活動で培った支援の経験とノウハウの蓄積があり、被害者の心情や被害者のおかれた困難な状況を適切かつ十分に理解したうえで、優れた支援を行っている。区としても、そのような優れた人材の輩出に務め、これからの被害者支援の制度に生かしていく視点が欠かせない。区の制度では、地域社会の輪で支援を進めるための自前の支援組織づくりを構想することが望まれる。

第2章 制度の基本理念及び区の責務等

1 基本理念

(1) 人権の尊重

被害者支援は、人権の擁護及び幸福を追求する権利の保障をむねとし、暴力その他不法な行為によって被害者が被った生活上の苦難及び心の痛み等からの回復のために有効に資するものでなければならない。

(2) きめ細かく途切れのない支援

被害者支援は、被害者が平穏な生活を取り戻すまでの間、被害者の個人情報（プライバシー）を保護しつつ、区、区民等及び関係機関が緊密に協力して行い、必要な支援をきめ細かく途切れなく提供するものでなければならない。

(3) 区民セーフティネットの充実

被害者支援は、区民の安全安心施策の総合的充実に寄与するように、関連する他の施策及び活動と連携して行わなければならない。

【人権の尊重】

犯罪被害は、不法な暴力や行為によって生命・身体・財産が侵害され、被害者の社会生活基盤の喪失や、家族生活の崩壊を招くこともある特別な問題である。被害者が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるように支援するにあたり、基本理念（根本に置くべき考え）の第一は、憲法第13条が規定する人権の擁護及び幸福を追求する権利、並びに憲法第25条の生存権の保障であると考えらる。

犯罪被害者等基本法も、その基本理念に、「すべての犯罪等被害者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と述べている。この理念を実のあるものにするためには、国や都道府県（広域自治体）の支援はもとより、むしろ住民に身近な自治体である市区町村（基礎自治体）の果たす役割が重要であり、全国の基礎自治体が、充実した被害者支援制度を発足させることが望まれる。

区の制度に人権の擁護等を掲げ、支援の場においてこれを常に念頭に置き、区の支援が、被害者が被った生活上の苦難及び心の痛み等からの回復に、真に役立つものになることが期待される。

【きめ細かく途切れのない支援】

基本理念の第二には、被害からの回復にむけた指針を掲げるべきではないか。それは、「きめ細かく途切れのない息の長い支援」である。

残念ながら、いままでの被害者支援は、支援が継続せず断片的で、総合性に欠けていたことが指摘されている。この問題は、犯罪被害者等基本法による新たな支援制度において、克服していくことが求められている。被害者が必要とする支援内容は、時間の経過とともに変化する。長い期間を要する支援を区のみで行っていくことには限界があり、他の関係行政機関や民間の支援組織と緊密に協力しながら、時間の流れに沿って、継続的に回復にむけた支援を行っていくことを指向すべきである。

また、区の支援は、きめ細かさにおいてその特長を発揮する可能性をもっている。被害者の個人情報（プライバシー）を厳格に保護しつつ、被害の状況と被害者の心理状態に気を配り、必要な支援をきめ細かく提供していくことに努める必要がある。

【区民セーフティネットの充実】

基本理念の第三は、区民のためのセーフティネット（安全・安心施策体系）の総合的充実である。

安全・安心のまちづくりが、どこの地域でも大きな課題となっており、住民の期待も大きいものとする。基礎自治体における被害者支援制度の発足は、安全安心の施策推進の重要な一環であると位置づけることができる。

杉並区においては、一昨年から防犯の取り組みを本格的に開始し、大きな成果をあげていることが報じられている。また、今回の被害者支援と関連の深い交通事故、家庭内暴力（DV）、児童虐待、消費被害などの相談と対応は、すでに実施されており、区民のためのセーフティネットは、着実に改善されていく状況にあると見られる。そうしたなかで、今般創設する被害者支援制度は、さらにこれに貢献できるものと考えられる。制定された犯罪被害者等基本法の犯罪等の範囲は、交通事故事件、家庭内暴力、児童虐待等を包括的に含んでいるとされる。区においても、先行して実施されているこれらの対策と整合し、相互連携を想定した制度づくりに努め、かつ支援対象とする犯罪等の範囲をできるだけ柔軟に広く想定することによって、区民のセーフティネットが一段と機能充実に、有用になるものとする。

2 区の責務

(1) 施策の整備

区は、本報告に述べる被害者支援策とともに、関連する施策の適用について必要な整備を進め、総合的に被害者の活用に供するように努める必要がある。

(2) 区民理解の促進

区は、被害者支援について、区民の理解を広げるための方策を実施するように努める必要がある。

【施策の整備】

被害者支援において必要な施策は、本報告で述べるものがすべてを網羅するわけではない。本報告では特に重要な施策について言及した。これは、制定を予定する条例においても同様である。条例が定める支援策とともに、関連する現行施策の適用について見直しを行い、被害者にできるだけ総合的な支援を提供できるように整備することが必要である。

また、整備にあたっては、区が有する保健・福祉等の人材が蓄積した経験を発揮できるしくみづくりを進め、施策と支援に携わるスタッフの熱意とが、有機的に結びついて支援の効果をあげることが望まれる。

【区民理解の促進】

被害者支援の必要性が社会的に認知されるようになってきたのは、ごく最近のことである。犯罪の発生が増加していることも背景となって、関心は高まってきているものの、被害者が抱える様々な困難について、その実情を知る人はまだ少ない状況である。

区は、被害者支援の必要性を区民に広く知ってもらい、区民及び地域社会のなかに被害者支援の機運が高まるように、理解促進の活動に取り組む必要がある。これは、被害者の周囲の人々が、無意識に二次被害を発生させることの予防にもつながる。

3 区民等の責務

(1) 二次被害の防止と被害回復支援

区民等は、被害のもたらす苦しみを理解し、被害者の人権に根ざして二次被害等の発生を防止するとともに、被害からの回復を支えることに努める必要がある。

(2) 区、関係機関の支援への協力

区民等は、区及び関係機関の行う被害者支援に協力するように努める必要がある。

【二次被害の防止と被害回復支援】

重大事件の報道は、往々にして、事件への恐怖と加害者への怒りを社会的に拡大させる。それらは、被害者にとって負担にこそなれ益のないものである場合、さらには、二次被害の原因となる例も見受けられる。同様の問題は、近隣の噂などによっても引き起こされることがあり、被害者が外出をためらう状態に陥る事例も多く報告されている。また、加害者側の家族、親族等の心痛について配慮することも必要である。

犯罪被害の深刻度は、事件の大きさとは必ずしも比例しない。社会的な関心と呼ぶ事件だけではなく、交通事故犯罪をはじめ、身近に生ずる不法な行為によって精神的な傷を負い、生活上の困難を抱えるに至った区民が地域社会に暮らしている。犯罪被害を受けたことを世間に知られたくない被害者も少なくない。

区民等は、事件によって苦難を抱える被害者に対する理解を深め、近隣、周囲が二次被害を引き起こすことがないように配慮し、さらに、被害者の要望に応じ、積極的に被害からの回復のための支援に参加する地域社会の醸成に努めることが望まれる。

【区、関係機関の支援への協力】

犯罪被害者等基本法は、被害者支援のための諸施策の実施を、国及び地方公共団体の責務と規定した。今後、区をはじめとする関係機関が、被害者支援のための様々な施策を実施していくが、被害者支援は、区や関係機関の取り組みだけではなく、区民や地域社会が協力して推進することが重要である。

第3章 支援の対象

1 犯罪等及び犯罪被害等の定義

①条例でいう「犯罪等」とは、区内又は区外（国外を含む）において行われた犯罪（正当防衛又は正当行為により罰せられない行為を除く）及びこれに準ずる人の心身を害する行為とするのが望ましい。

②条例が対象とする「犯罪被害」とは、犯罪等による身体的、精神的又は財産的被害とするのが望ましい。

（１）犯罪行為

条例が支援対象とする犯罪被害者の被害原因となった行為は刑罰法令に基づく犯罪行為であることを前提とするが、刑法第35条の正当行為又は同第36条第1項の正当防衛により罰せられない行為は、その行為の性質上、これを原因とする結果に対して支援の対象とすることは相当でない。刑法第37条第1項本文の緊急避難、同第39条第1項の心神喪失者の行為、同第41条の刑事未成年者の行為は、刑法上処罰の対象とはならずとも、犯罪被害者はこれらの行為によって故なく被害を被り、その影響については法律上の犯罪としての責任を問いうる行為と何ら異なることがないばかりか、時には通常の犯罪行為より犯罪被害者等の受ける打撃や負担が大きいこともあることから、これら緊急避難、心神喪失者及び刑事未成年者の行為によって被害を受けた者についても支援の対象とすべきである。

（２）犯罪に準じる有害行為

条例が支援対象とする犯罪被害者の被害原因となった行為は刑罰法令に基づく犯罪行為であることを原則とするが、未だ犯罪化されていない行為類型や、刑事罰の適用が困難であるか明らかでない行為類型のなかにも人の身体や精神に有害な行為があることに鑑み、現在、刑罰法令により犯罪として規定されていない行為類型であっても、その行為による被害者に対し一定の支援を行う必要があると考えられることから、犯罪に準ずる人の心身を害する行為についても、条例の対象とするのが望ましい。これは、平成16年12月8日に成立した犯罪被害者等基本法の基本的方向性にも合致するものである。

（３）犯罪行為の種類

なお、条例が対象とする行為類型のうち刑罰法令により「犯罪」を構成するものについては、人の生命・身体・自由・性的自由・名誉などに対する侵襲を内容とするものや、手段や結果として人に対する侵襲が行われる行為などは当然に含まれるが、窃盗など財産に対する罪などについても、その被害者を支援の対象とすることは相当でないことから、条例が対象とする犯罪には特に限定を設けることは想定されていない。しかし、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和 55 年 5 月 1 日法律第 36 号。以下、犯給等法という。）において、給付の対象を故意の身体犯に限定しているように、本条例が定める個々の被害者支援においては制度の趣旨や区の支援体制などに応じて一定の限定を加えることには合理性があるものと思われる。条例は、比較的広範な犯罪等を対象としつつ、個々の支援に対象に一定の限定を加える二重構造が採られている。

（４）過失犯の扱い

犯給等法では過失犯を給付の対象から除外しているが、これは交通関係業務上過失致死傷などが含まれて対象が膨大なものとなるほか、犯罪者に資力があつたり、保険の適用があるため、当面、国の被害者に対する経済的支援の必要性が低いと考えられたためである。しかし、犯給等法でさえ対象から過失犯被害者を除外することの正当性についても疑問がない訳ではなく、過失犯の精神的被害は故意犯よりも軽いというかつての立法事実（衆議院での政府答弁）に根拠がないことは明白であるから、直接支援を含めて広範な被害者支援を目的とする条例にあっては、過失犯を排除する旨の規定を敢えて置く必要はないと考えられる。

（５）ドメスティック・バイオレンス・児童虐待・高齢者虐待等の扱い

ドメスティック・バイオレンス・児童虐待・高齢者虐待（以下、DV等という。）などの行為の殆どは犯罪を構成し、条例による支援の対象となるのは当然であるし、口頭による虐待など児童虐待防止法の平成 16 年の改正によって児童虐待の対象に含められたものの、犯罪を構成しない行為についても、「犯罪に準ずる人の心身を害する行為」に含まれることは明白である。DV等については既に区の具体的な支援策が推進されているところであるが、犯罪被害者支援を定める本条例も既存の制度と相まって更にこれらの被害者についての支援策を拡充・推進していくことが望まれる。

（６）犯罪等の行為地（犯罪被害の発生地）

区内は勿論、区外（日本国外を含む）で行われた犯罪等の被害者も、区を生

活の本拠地としている以上、区が行う被害者支援の対象となることは当然であろう。これは被害者自身が区外で犯罪等の被害を受けた場合のほか、区外で犯罪行為により死亡した被害者の遺族が区内の居住者である場合も含まれる。

区外で行われた犯罪行為の場合、当該行為地の自治体が被害者に対し何らかの支援を行うことも考えられ、そうした支援もあってよいものと思われるが、福祉や保健、住宅といった自治体が行う被害者の生活全般に関わる支援については、やはり被害者の居住地において行われるのが相当であろう。但し、国外で行われた犯罪等については、それが犯罪行為又はそれに準ずる行為であることが当該国の政府機関の情報や書類から判別できる場合に限られることは止むを得ないものとする。

（７）犯罪被害類型

条例は、犯罪等によって直接的・間接的に受けた身体的、精神的又は財産的被害を大賞とすることが望ましい。身体的又は精神的被害とは、傷害や殺人などの身体犯によって受けた傷病や精神的打撃が一般に想起されるが、ひったくりや侵入盗（空き巣）などによって精神的に大きなショックを受け、寝たきりになる高齢者や一人暮らしができなくなる女性の例があることに鑑み、財産犯による間接的被害としての精神的被害も含まれる。また、財産的被害とは、殺人により家庭内の唯一の扶養者を失い、収入の道を絶たれたような場合や、傷害による負傷によって多大な治療費がかかるような場合のほか、窃盗や詐欺によって多大な財産的被害を被った場合も含まれる。財産犯による財産的被害については、犯給等法による給付の対象とはされていないが、こうした財産犯被害者に対しても、被害者相談や法律相談などの支援を行うべきであろうから、条例の対象からこれを除外することは相当でない。しかし、犯罪等の定義のところで示した通り、犯罪被害についても、条例は、比較的広範な類型を対象としつつ、個々の支援内容に応じて対象に一定の限定を加える二重構造を採ることが望ましい。

2 犯罪被害者等の範囲

- ① 条例にいう「犯罪被害者等」とは、犯罪被害を受けた者及びその家族又は遺族で、区で住民基本台帳法（昭和 42 年 7 月 25 日法律第 81 号）により記録されている者又は外国人登録法（昭和 27 年 4 月 28 日法律第 125 号）により登録されている者とする。
- ② 犯罪被害を受けた者及びその家族又は遺族のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、居住や犯罪被害の状況を考慮し、前項にいう犯罪被害者等とみなすことができるものとするのが望ましい。
 - 1 区で住民基本台帳法により記録されてはいないが、区を実質的に居住地としている者
 - 2 区内に通勤又は通学している者
 - 3 その他区長が特に認めた者

（１）犯罪被害者と家族・遺族の範囲

条例による支援の対象者には、犯罪被害を直接受けた犯罪被害者だけでなく、犯罪被害者の家族や犯罪被害によって死亡した者の遺族も含まれる。犯罪被害者の家族は、犯罪被害者は生存しているものの、犯罪被害による身体的・精神的影響により、日常生活に困難が生じているか、各種の申請・申立などができないなど、その家族が支援を必要としている場合があるため、これを対象に含めるべきと考える。家族や遺族の範囲については、条例が支援対象全体としては特に制限は設けないが、個々の支援策においては、一定の制限を設けることが適当であると考えます。

（２）区との関係一区民と国籍

条例による支援の対象となる犯罪被害者等は、国籍を問わず、区民であることを原則とする。従って、日本国籍を有する者であれば、杉並区において住民基本台帳法により記録されている者であること、また外国籍を有する者であれば、杉並区において外国人登録法により登録されている者であることが必要である。

（３）例外一区民以外の犯罪被害者等

区民でないものの、区を居所とするか（上記② 1）、区内にある事業所で就労又は学校で就学している者（上記② 2）については、実質的な生活の全部又は相当な部分が区にあり、犯罪被害後も区において生活の一部を継続することが

予想され、従って区において支援を求めることもあるものと考えられることから、これを支援の対象に含めるべきである。但し、これら区民でない犯罪被害者を条例による支援の対象とするかどうかについては、居住や生活の実態など犯罪被害者と区との関係などを基準として一定の裁量を区に認めることが望ましいと考えられる。

（４）例外―その他区長が特に認めた者

また、上記１・２以外の犯罪被害者等は、生活の本拠が区にないため、杉並区が支援を行うことが容易ではなく、また杉並区に対し支援を求めることも少ないものと思われるが、個別の事案毎の判断によっては、条例による支援を行うことが相当である場合もあるため、区長による判断によって支援を行うことができるようにしておくことが望ましい。例えば、これには、(1)本来、区に生活の基盤がありながら、被害後、治療やその他の事情により一時的に区外に転居している者、(2)区民である犯罪被害者の家族又は遺族が区民でない場合、(3)区民でない者が、区に所在又は通過する間に重大な犯罪被害を被った場合、などが考えられる。

（５）代理被害を受けた者の支援

犯罪被害者等の支援に関わったことが原因で逆恨みや報復として犯罪被害を受けた者については、犯罪被害である以上、支援の対象となる犯罪被害者に含まれることについては異論がない。しかし、犯罪被害者等の支援を行う過程で犯罪被害者等と同様の心理状態に陥ること等によって受ける、いわゆる代理被害については、被害者支援と密接に関わる問題ではあるが、これを犯罪被害者等に含めるのではなく、本報告書でも提言する被害者支援コーディネータや犯罪被害者支援員に対する負担の軽減という形で配慮することが適当と思われる（第５章の３）。

第4章 被害者支援施策

1 被害者支援の実施

- ① 区は、警察、被害者支援団体、その他関係機関や犯罪被害者支援員と相互に連携と協力を図りながら、犯罪被害者等の支援を行うものとする。
- ② 犯罪被害者等に次のいずれかに該当する行為があつたときは、区は支援を行わないことができるということが相当である。
 - 1 犯罪被害者等が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪等被害につき、犯罪被害者等にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。
 - 2 前号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき。

（１）関係機関や団体との連携・協力

犯罪被害者等の支援は区と区民等に課せられた責務であるが、その具体的な実施に当たっては、犯罪被害者等の支援を行う警察や被害者支援団体など関係機関やボランティアと相互に連携を図り、協働して犯罪被害者等の支援に当たる必要がある。

（２）支援を行うことが相当でない場合

犯罪被害者等に該当する場合であっても、犯罪被害者等が犯罪行為を誘発した場合など、区が支援を行うことが相当でない場合もあるため、条例ではその包括的な規定を設けておくことが望ましい。その具体的な内容は、条例の施行規則などで定めることになろうが、犯給等法の施行規則を参考として、次のような場合が想定されよう。

犯罪被害者等に支援を行わないことができる場合の例

- ① 犯罪被害について、犯罪被害者等に次の各号のいずれかに該当する行為があつたときは、支援を行わないことができる。
 - 1 当該犯罪行為等を教唆し、又は幫助する行為
 - 2 暴行又は脅迫、侮辱等当該犯罪行為等を誘発する行為
 - 3 当該犯罪行為等に関連する著しく不正な行為
 - 4 当該犯罪被害を受ける原因となった不注意又は不適切な行為

- ② 犯罪被害者等に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、支援を行わないことができる
- 1 当該犯罪行為を容認していたこと。
 - 2 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと（その組織に属していたことが当該犯罪被害を受けたことに関連がないと認められるときを除く。）。
 - 3 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。
 - 4 犯罪行為等が行われた時において、犯罪被害者等と加害者との間に密接な関係があったこと
 - 5 犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等に支援を行うことが社会通念上適切でないと認められること

（３）親族間での被害の場合

犯罪被害者等と加害者との間に親族関係がある場合でも、犯罪被害者等に対し支援を行う必要があることは勿論である。犯給等法による犯給制度においては、被害者と加害者間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む）にあるときに給付金の全部又は一部を支給しないことができるとされているが、これは同制度が通り魔的な不慮の犯罪被害者の支援を念頭において設けられたものであることや、親族間での犯罪被害には被害者に何らかの責任があるという当時の不適切な発想があったこと、一時金制度の下では給付金の加害者への還流など技術的問題を回避することが困難であることなどの事情があるからであって、直接支援などの場合にはこれらの理由は当たらない。むしろ、ドメスティック・バイオレンス、児童虐待、高齢者虐待など親族間で生じる犯罪行為等による被害者に対して積極的に支援を行っていく必要がある。もし、犯罪被害者等と加害者の関係や犯罪被害について支援を行うことが適切でない場合でも、（２）の支援の制限事由を適用すれば足りることである。

（４）警察等への被害届・通報等との関係

条例による支援の対象となる犯罪被害のうち犯罪行為によるものについては、被害者が警察や検察（以下、警察等という）に被害届か告訴を行っている場合が通常であろうが、未だこれを行っていない被害者を支援の対象とすべきかどうかという点については検討会においても、被害届・告訴をしている者に限るべきだという意見から、親告罪以外の犯罪被害者については被害届・告訴をしている者に限るべきという意見、被害届・告訴をしていることを支援の要件と

すべきでないという意見が見られた。確かに、本当に犯罪被害を受けた者だけが支援の対象となるべきであるから、何らかの形で犯罪被害の事実が確認されていなければならない、被害届や告訴がその一つの手段となることは間違いない。しかし、性犯罪被害者に限らず、実際に犯罪被害を受けていながら、何らかの理由から警察等に被害届・告訴の提出をしない犯罪被害者もあり、これらの者に対し被害届や告訴をしていないから支援できないとなると、支援と引き替えに被害届・告訴を強要し、被害者に酷な結果となったり、反対に支援を必要とする者を排除することになりかねない。

実務では、未だ警察等に被害届・告訴の提出をしていない犯罪被害者が区の被害者総合支援窓口を訪れた場合、まずは未提出の事情や理由を聴いた上で被害届や告訴を促すことになろうし、それが望ましいと考えられる。しかし、最終的に犯罪被害者が被害届・告訴を出すまでに区が相談や付添いなどの支援を行うことができないというのでは不都合が生じ、被害者支援の理念にも悖るから、やはり相談や付添いなどの支援については、被害届や告訴を要しないとすべきである。但し、経済的支援、一時利用住居、生活支援など継続的な支援については、やはり犯罪被害者であることの確認も含めて、警察等に被害届・告訴を行っていることを要件とすることが望ましい。

2 被害者総合相談及び情報の提供

区は、犯罪被害者等が受けた犯罪被害の影響を軽減し、又はその損害を回復し、安全で平穏な日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等の抱える各種の事情や要望についての総合的な相談を行い、必要に応じ、区若しくは国が行う制度若しくはサービス又は民間団体が行う活動に関して情報の提供、助言及び総合的な調整（コーディネート）を行うものとする。

（１）総合相談と情報提供の重要性

犯罪被害者等は、もともと支援制度の内容や手続については不案内である上、被害の影響などで混乱していることも多いことから、必要な情報が得ることができなかったり、その過程で大きな時間的・精神的負担を被ることも少なくない。犯罪被害者等が、窓口をたらい回しにされたり、各部署で同じ内容を何度も説明しなければならなかったりすることは、犯罪被害の影響を更に拡大することにもなりかねない。こうした事態を予防し、犯罪被害者等に対し適切な支援を行うためには、まず犯罪被害者等の抱える問題と要望を正しく把握したうえで、それに応じた支援に関する情報を提供していくことが重要である。どんなに優れた支援制度も、被害者がある存在を知らなければ、画餅に期することになる。被害者への権利告知が「入り口の権利」(threshold right)と呼ばれる所以である。

（２）総合相談・情報提供の体制

犯罪被害者等が求める支援の内容は、治療やカウンセリング、犯給等法による給付金など犯罪被害の影響を軽減するためのものもあれば、損害賠償や犯罪被害者の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成 12 年 5 月 19 日法律第 75 号）第 4 条乃至第 6 条による民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解など犯罪被害による損害を回復するためのもの、さらに警察による再被害防止制度や区による犯罪被害者等のための公共サービスなど犯罪被害者等が安全で平穏な生活を営むために必要なものまで多岐に亘る。区は、犯罪被害者等のための総合相談の体制を設けた上で（総合支援窓口については第 5 章の 1）、区が行う犯罪被害者等の支援についての詳細な情報は勿論、国や他の関係機関が犯罪被害者等に対して行う様々な被害者支援に関しても一般的な情報を提供し、必要な場合には、他の関係機関を紹介していくことが必要である。

（３）法律相談

従来から区が行っている法律相談や消費者相談など各種の相談業務においても、犯罪被害者等に対し適切な情報提供・助言を行うように努めるとともに、必要に応じて犯罪被害者のための総合支援窓口へと連携を図るようにする必要がある。特に、法律相談については、これまでも弁護士会と提携しながら毎週定期的を実施してきているが、民事訴訟（損害賠償請求訴訟）や刑事訴訟との関連で犯罪被害者等に法律相談の要望が強いことから、今後、犯罪被害者等を念頭においた法律相談体制へと拡充していくことが望ましい。

（４）総合的な支援調整

犯罪被害者等に対する相談・情報提供から支援の実施を行うまでの過程においては、区の関係部署や機関がバラバラに動くのではなく、犯罪被害者等の同意を得た上で情報を共有し、犯罪被害者等が要望や説明を各部署で繰り返さずとも、関係部署が円滑な支援を行うことができるよう総合支援窓口が中核となって総合的に調整（コーディネート）していく必要がある。区による犯罪被害者等の支援の成否は、この総合的な調整に係っていると言っても過言ではない。

3 一時利用住居の確保

- ①区は、犯罪被害者等の心情の安定や不安の軽減を図り、犯罪被害によって生じた著しい生活上の不便を軽減・解消し、又は犯罪被害者等に対する再被害の防止と安全確保を図ることを目的として、犯罪被害者等のための一時利用住居の整備と確保に努めるものとする。
- ②犯罪被害者等のための一時利用住居は、短期利用住居と中期利用住居の二種類とすることが望ましい。
- ③犯罪被害者等のための一時利用住居は、犯罪被害者等の利便や心情に配慮し、被害者の安全と住所の秘密を確保することができる環境でなければならない。
- ④一時利用住居の利用対象者は、住居利用の必要性や緊急性の高いも犯罪被害者等を優先しつつ、後は利用可能な住居の状況等を考慮しながら弾力的に運用していくことが相当である。利用期間については、犯罪被害者等の受けた被害の程度や影響、生活事情、代替住居の利用可能性、緊急を要する他の犯罪被害者等の存在を勘案しながら調整するものとし、犯罪被害者等が一時利用住居から退出するにあたり必要な場合には、退出後の住居の確保に関して必要な支援を行うようにすることが望ましい。
- ⑤犯罪被害者等による一時利用住居の利用にあたっては、犯罪被害者等の心情の安定や不安の軽減を図り、又は犯罪被害者等の生活上の不便を軽減・解消することでその立ち直りに資する一方、犯罪被害者等に対する再被害の防止と安全確保を図ることを目的とするという制度の趣旨に逸脱しない範囲で利用することを求めることとする。

(1) 一時利用住居の目的

犯罪被害者等は、犯罪被害の結果、物理的に住居を利用できなくなったり、犯罪被害による精神的な影響のため、住居の利用が困難となったりする場合がある。また、治療や療養、裁判、転職など犯罪被害者に伴って生じた事情から、被害後、犯罪被害者等が転居したり、一時的な住居を要する場合も少なくない。報復や再被害の虞から転居が必要となるケースもある。

これまで、ドメスティック・バイオレンスや児童虐待などの被害者については、地方公共団体や民間団体が提供する一時保護施設があったが、一般の犯罪被害者のための一時利用住居は殆ど整備されていないのが現状である。そこで、犯罪被害者等の心情の安定や不安の軽減を図り、また犯罪被害者等の生活上の不便を解消することで、その立ち直りに資することを一つの目的とし、また一方で、犯罪被害者等に対する再被害の防止を図ることを目的として、区が犯罪

被害者等のための一時利用住居の確保に努めることが重要である。

（２）一時利用住居の種類と環境

犯罪被害者等のための一時利用住居は、緊急度の高い犯罪被害者等に対し数日から数週間程度の間、住居を提供するための緊急短期利用住居と、１か月から２年乃至３年に亘って住居を提供する中期利用住居の二種類を整備することが望ましい。これらは、いずれも犯罪被害者等の専用に確保されたものであることが望ましいが、犯罪被害者等のため区が新たに住居や施設を建設することは予算的にも困難であり、また被害者の利用者数や利用頻度、利用期間に鑑みても、常時、これら専用住居を確保しておくことは困難且つ非効率的であることから、当面は、区の既存の住居や施設の一部を犯罪被害者用に転用し、これら複数の施設を組み合わせることで、常時、どこかしかの住居が利用できるような体制を構築しておくことが次善策であると考えられる。必要であれば、現在、火災の被害者の緊急宿泊先として契約しているホテルや旅館を、犯罪被害者用の緊急一時住居の一部とすることや、不動産取引業協会などと連携して、被害者の要望に応じた住居のあっせんなどの仕組みも検討すべきである。

しかし、いずれの場合でも、どこの住居や施設でもよいという訳ではなく、そもそも犯罪被害者用の一時利用住居は、被害者の利便や心情に配慮したものでなければならず、また何よりも被害者の安全が確保され、被害者も安心して生活できる住居でなければならない。それに加えて、入居する犯罪被害者等の事情に応じ、住居の広さや所在地などの居住環境、管理人の有無につき、複数の選択肢が用意されていることが望ましい。また、犯罪被害者等が当該住居に居住している事実を、近隣の住民、マスコミ、加害者その他第三者に知られることがないように、住所の秘密が保たなければならない。

（３）一時利用住居の利用対象と期間

一時利用住居の目的に鑑みた場合、一時利用住居の利用対象者は、犯罪被害者等の心情の安定や不安の軽減を図り、又は犯罪被害によって生じた著しい生活上の不便を軽減・解消するため、緊急に住居を必要とするか、経済的な理由から一般の住宅の利用が困難な場合と、犯罪被害者等に対する再被害の防止や安全確保の上で安全な住居の手当が必要な犯罪被害者を優先することとし、後は利用可能な住居の状況等を考慮しつつ、弾力的に運用していくことが相当である。

犯罪被害者等の一時利用住居のうち特に中期利用住居の利用期間は、１箇月から２～３年とするのが望ましい。これは重大事案の犯罪被害者等が治療やリ

ハビリが一段落し、又は精神的被害から立ち直りの糸口を見出すまでにこの程度の期間が必要とされていることや、加害者の刑事裁判の一審判決が出るまでに同程度の期間がかかる場合があるとされているからである。利用期間に限度を設けたのは、中期利用住居が犯罪被害者等に対し恒久的な住居を提供するものではないという趣旨のほか、限られた区の資源の中でできるだけ多くの犯罪被害者等に利用してもらうためにも各犯罪被害者等の利用には一定の制限を課すことが相当であることや、利用期間の限度を設けることは、犯罪被害者等自身の立ち直りにとっても望ましいことされていることなどを考慮した結果である。実際の利用期間は、犯罪被害者等の受けた被害の程度や影響、生活事情、代替住居の利用可能性、緊急を要する他の犯罪被害者等の存在を勘案しながら調整していくことになる。従って、利用期間の範囲内であっても、他の住居が利用可能になっている場合などは犯罪被害者等と退出の相談をすることもあるかもしれないし、反対に利用期間が経過したからと言って、直ちに退居を強制する訳でもない。

また、犯罪被害者等が一時利用住居から退出するにあたり、必要な場合には、退出後の住居の確保に関して必要な支援を行うようにすることが望ましい。

（４）一時利用住居の利用方法と制限

一時利用住居は、犯罪被害者等の心情の安定や不安の軽減を図り、又は犯罪被害者等の生活上の不便を軽減・解消することでその立ち直りに資する一方、犯罪被害者等に対する再被害の防止と安全確保を図ることを目的として犯罪被害者等の利用に供するものであるから、犯罪被害者等がその本来の趣旨から著しく逸脱した形で住居を利用している場合には、住居の適正な利用を求め、それに応じない場合には、住居からの退居を求めるなどの措置をとることも止むを得ないと考える。

（５）その他一時利用住居に関連した対応

一時利用住居は、区が独自に整備する住居や施設のみならず、国や他の地方公共団体の施設で利用可能なものについては、これを有効に活用していくことが望ましい。そのため、区は、国や他の地方公共団体の一時利用住居又は福祉施設についての把握に努め、担当機関や部署との交流を図ることが重要である。

一方、犯罪被害者等に対する一時利用住居の提供に併せて、犯罪被害者等に対する生活援助を実施したり、犯罪被害者等の安全の確保のために、警察に対し巡回・警邏・再被害防止措置などを要請するなどの対応を取っていくことも視野に入れておく必要がある。

4 生活支援の提供

- ①犯罪被害による著しい身体的・精神的被害又はその治療やリハビリ等のため、若しくは被害後の刑事手続や生活事情との関係で、犯罪被害者等が家事や育児に従事することができない場合、犯罪被害者等の家事や育児に掛かる負担を軽減し、その立ち直りに資することを目的として、犯罪被害者等に対する家事や育児などの生活を支援する制度を整備する必要がある。
- ②犯罪被害者等のための生活支援には、炊事、洗濯、買い物、掃除といった家事援助から、子供の送り迎えや育児支援、さらには子供のショートステイ（一時保育）などが含まれることが望ましい。
- ③犯罪被害者等のための生活支援を実施するため、区の常勤ホームヘルパーを犯罪被害者等にも利用できるよう制度の拡充を図りつつ、将来的には犯罪被害者支援員（第5章の3）による直接支援の一環として生活支援を行っていく体制を構築していくことも視野に入れておくことが望ましい。
- ④区で犯罪被害者等の生活支援に当たる者は、犯罪被害者等の生活支援を実施するにあたって、職務上知り得た犯罪被害者等の秘密を尊重し、その名誉保持に努めると共に、不適切な言動によって被害者に二次的被害を生ずることのないよう十分注意しなければならない。そのため、区は、関係機関や団体とも協力しながら、犯罪被害者等の生活支援に当たる者の教育・研修に努めるべきである。
- ⑤犯罪被害者等のための生活支援は、原則無料としつつも、犯罪被害の程度や利用内容、期間、利用者の所得その他の事情によっては、犯罪被害者等が費用の一部を負担することがあり得る形にしておくことが妥当である。

（１）生活支援の意義と必要性

犯罪被害者等は、犯罪によって被った著しい傷病や傷害のため、又はその治療やリハビリ等のため家事や育児にすることが著しく困難な場合があるほか、犯罪被害による重大な精神的影響から半ば放心状態となり、家事や育児が全く手につかないことがあるとされる。また、警察での事情聴取や刑事裁判（公判）での証人尋問や意見陳述、公判の傍聴、示談交渉や損害賠償請求訴訟などに時間が取られ、特定の日や時間、どうしても家事や育児を行うことができないことがある。そうした場合、他の家族構成員や親戚、友人、近隣などから支援を受けることができればよいが、核家族化や少子高齢化の進む社会の家庭環境や近隣とも疎遠な地域環境からして、こうした支援を受けることが出来ない犯罪被害者等も少なくない。民間の家政婦を依頼するとしても、非常に高額な料金

が必要となるため、容易に利用できるというものでもない。こうした犯罪被害者等に対し、区がホームヘルパーによる生活支援などを提供することで、犯罪被害者等が治療や仕事、裁判などに専念することができ、結果として、被害者の立ち直りにも資することになる。

（２）生活支援の内容と期間

犯罪被害者等のための生活支援の内容には、炊事、洗濯、買い物、掃除といった家事全般から、子供の送り迎えや育児支援などが考えられる。

さらに、犯罪被害者等が治療や裁判などにより昼間子供の面倒を見ることができない場合、区の保育ママや子育てサポートセンターなどによる一時保育で対応できない場合があることから、これに代わる生活支援の一環として、数時間から半日程度子供を預かるショートステイを行うようにすることが望ましい。

また、犯罪被害者等のための生活支援において、ホームヘルパーは制度の趣旨にそぐわない内容の活動（例えば、利益活動やその他の思想的活動など）をすることは認められず、またそうした活動を犯罪被害者等から求められた場合でも、制度の趣旨を説明するなどして、犯罪被害者等の理解を求めるよう努める必要がある。

（３）生活支援の対象者

生活支援の趣旨と区のもつ人的資源に鑑みると、犯罪被害者等があらゆる場合に生活支援の適用を受けられるとすることは適当でなく、犯罪被害による著しい身体的・精神的被害又はその治療やリハビリ等のため、若しくは被害後の刑事手続や生活事情との関係で、犯罪被害者等が家事や育児に従事することができない場合や、刑事手続への関与や民事訴訟、その他被害後の生活事情から、特定の日や時間、どうしても家事や育児を行うことができない場合などに限られるとすることが相当である。

（４）生活支援の担当者

犯罪被害者専門の常勤ホームヘルパーを配置することも考えられないわけではないが、生活支援の趣旨等から生活支援の対象者を一定の場合に制限することが相当であると考えられるところ、区内の犯罪事件数や被害者数などに鑑みると、犯罪被害者専門の常勤ホームヘルパーが常時稼働するほどの需要があるかどうか疑問が残る。そこで、区には既存のホームヘルパー派遣制度があることから、この一部を犯罪被害者等の生活支援のための活用することが、当面の施策としては現実的であると考えられる。但し、犯罪被害者等の生活支援のた

めのホームヘルパー派遣については、ヘルパーの能力や守秘義務、それに被害者の利用数や費用負担などを考慮した場合、外部の民間業者に委託する形のヘルパーではなく、区の常勤ヘルパーの方が望ましいと考えられる。

しかし、既存の常勤ホームヘルパーは、従来の職務と並行して犯罪被害者に対する生活支援を行うことになり、将来、犯罪被害者等の利用数が増加した場合など、常勤ホームヘルパーだけでは十分な対応ができないことも考えられるから、第5章の3で提言する犯罪被害者支援員が直接支援の一環として生活支援を行っていく体制を順次整備していくことも有効な方法であると考ええる。

（５）生活支援担当者の守秘義務と二次被害防止の配慮

犯罪被害者等に対し生活支援を行う者のうち、区の職員については、地方公務員法上、当然に守秘義務を負うが、犯罪被害者支援員として生活支援に従事する者は、支援の過程で犯罪被害者等の家庭や個人の私的領域に触れることになることから、職務上知り得た犯罪被害者等の身上に関する秘密を尊重し、その名誉保持に努めるとともに、不適切な言動によって被害者に二次的被害を生ずることのないよう十分注意しなければならない。

（６）ホームヘルパー等の研修・教育

犯罪被害者等に対し適切な生活支援を行うため、区は、関係機関や団体とも協力しながら、ホームヘルパーなど犯罪被害者等に対し生活支援を行う者に対する研修・教育に努めるべきである。

（７）犯罪被害者等の費用負担

生活支援に対する犯罪被害者等による費用負担については、原則無料とするのが望ましい。しかし、生活支援の内容と期間、それによって利用者の受ける利益、利用者数、区側の負担、他のホームヘルプの費用負担との均衡などを考えると、犯罪被害者等のための生活支援が如何なる場合においても絶対に無料でなければならないという理屈もなりたちにくいことも確かであるから、規定上は、原則無料としつつ、利用者の所得その他の事情によって費用の一部を負担するものとするといった形にしておくことが妥当であると考ええる。

5 経済的支援

- ①国による犯給制度の性格と内容に一定の制約があることを考えると、犯罪被害者等に対して区が独自に経済的支援を行う意義はあるものとする。特に、犯給制度より対象を広く設定し、犯罪被害者等のニーズにあった迅速な経済的支援を行うことができる制度を区で整備する必要がある。
- ②区による犯罪被害者等への経済的支援には幾つかの類型が考えられるが、支援の対象範囲と迅速性、被害者のニーズ、区の財政状況に鑑みた場合、まずは区による犯罪被害者等のための貸付制度を創設することを優先し、それを補完する形で見舞金的な支援金の制度を設けることが望ましい。
- ③貸付制度は、対象を限定して貸付限度を比較的高額なものとする制度と、金額を限定する代わりに、簡便な手続で迅速に貸付を実行することができる制度といった、複数の枠組みを設けることを検討すべきであり、支援金制度は、当面、身体犯による死亡や重傷事件などに対象を限定することが望ましい。
- ④犯罪被害者等に対する経済的支援のうち給付型の支援金は、犯給制度その他法令による給付や加害者による損害賠償との関係で調整を行わないとすることが望ましい。
- ⑤貸付制度の資格要件、限度額、利息、返済期限、連帯保証人の有無、また支援金の対象資格要件や限度額などについては、被害者のニーズや区の財政を考慮しながら決定していくことが望ましい。
- ⑥区の拠出金及び区民等からの寄付金等を原資とする犯罪被害者基金を設置し、犯罪被害者等に対する経済的支援やその他の支援に用いるほか、犯罪被害者支援員の育成、犯罪被害者等の支援を行う民間団体の助成又は啓発活動などに用いるようにすることが望ましい。

（１）区による経済的支援の必要性

犯罪被害者等は、重大犯罪によって家庭の主たる収入の道が絶たれたり、治療費など多大な出費を余儀なくされることがあるほか、犯罪被害者等の被った身体的・精神的・財産的影響からの回復しようとする過程で経済的な負担がかかることが多い。こうした犯罪被害者等に対し、不法行為による損害賠償制度の実質化、社会福祉政策の拡充、刑事政策上の要請、国の司法制度に対する国民の信頼確保を目的とし、損失の一部補填の要素を含む見舞金としての性格を有した犯罪被害者等給付金支給制度（以下、犯給制度という）が創設され、さらに平成13年の法改正を通じて、制度の拡充が図られ、今日まで一定の成果を上げてきている。

しかし、だからと言って犯罪被害者等に対する更なる経済的支援の必要性が一切ないという訳では全くなく、犯給制度にあっても中長期的な課題が残されており、現在も制度改革へ向けての検討が進められているほか、申請から裁定までの期間が審査や調査のため比較的長くかかるケースがあるなど運用上の止むを得ない制約もある。

ところで近年、全国各地では、従来の災害見舞金制度を犯罪被害者にまで拡大する大阪摂津市（災害見舞金等支給条例昭和 46 年 6 月 28 日条例第 28 号。昭和 50 年改正）や犯罪被害者に特化して見舞金を支給する埼玉県嵐山町（犯罪被害者等支給条例平成 11 年 9 月 8 日条例第 51 号）を始め、条例を定め犯罪被害者等に対して見舞金を支給する自治体が増えていることにも留意する必要がある。

検討会では、まず犯罪被害者等に対し区が独自に経済的支援を行うべきかどうかについて検討を加えた。その結果、身体犯被害者に対する経済的支援の中核はやはり犯給制度であるべきであり、国の犯罪被害者等の支援に対する責務や全国的な制度の統一性などを考えると、本来的には犯給制度の拡充によって犯罪被害者等のためのより良い制度が構築されていくことが望ましいが、国の制度が如何なるものになろうと、その内容や運用から不足の部分が生じることが予想され、かかる中にあることは、犯給制度を補完する意味も含めて、区独自の経済的支援を整備していく必要があるという認識で一致を見た。特に、犯給制度が比較的重大な身体犯被害者に対する高額の見舞金給付（遺族給付金と障害給付金）と一定期間以上の入院加療を要した被害者に対する自己負担額分の給付（重傷病給付金）の構成をとっていることから、区による経済的支援は、支援の額はこれより低くとも、迅速に実行可能であるとともに、一定の要件を付し対象を限定しながらも、犯給制度より広い範囲の被害者に対して支援を行うことができる内容とすることが望ましいという結論に至った。

（２）経済的支援の内容

具体的な制度の内容としては、現在、多くの自治体で条例化が進められている犯罪被害者支援条例が定める見舞金の支給、医療費や弁護士費用など特定支出に対する（一部）損失補填的な給付金、貸付制度などが考えられる。以下、個別に検討を加える。

まず、見舞金（支援金）については、犯罪被害者等の被害の程度（死亡・障害・傷病など）に応じて一定額の給付を一時金として行うものである。これには、（イ）受給者の支出目的が限定されず、自由に見舞金を使用することができ、（ロ）支出の有無などの確認が必要ないため比較的迅速な給付が可能で、被害者

の緊急の要請にも応え易く、(ハ)被害者の経済状況に拠らずに支給することができるため(そうでない制度設計も可能)、(ニ)それらの事項や支出の有無を調査せずに済み、返済の必要もないことから事務負担が軽くて済み、(5) 給付額を政策的判断によりその多寡を自由に設定できる、などの利点がある反面、(a) あくまで「お見舞い」目的であるため、一般に給付額が低くなる傾向があり、(b) 種々の性格を併せもちながら基本的には見舞金的な性格を有する犯給制度との関係での存在意義が不鮮明になるほか、(c) 対象者が大幅に増えることを防ぐため、対象被害者を限定せざるを得ない(例えば、身体犯被害者など)などの制約がある。

これに対し、特定費用補填型給付の場合、被害者が実際に支出した費用を一定限度の範囲内で給付する制度で、北米や、日本の制度と酷似した立法を行いながらも性格の異なる制度を設けた台湾がこの方式を採る。これには、被害者の支出に応じた給付をすることができる点で、被害者のニーズに即した経済的支援となり得る反面、(a) どの細目の支出を幾らまで認めるかなど給付限度を定めなければならない困難さがあり、結局、被害者のニーズに対し十分に配慮することができないことも多く、(b) 被害後、身体的にも精神的にも困難な状況にある犯罪被害者等がいちいち領収書を受領・保管する必要があるなど、犯罪被害者等に負担にかかるとともに、(c) 事務局も被害者の支出の内容を逐一確認・審査しなければならないなど、事務が極めて煩雑であり、(d) 治療費など国の重傷病給付金との間で調整が行われてしまうものがあるほか、(e) 弁護士費用なども区や弁護士会などの無料法律相談を利用することで、初期の法律相談は無料で受けることができ、その後の民事訴訟などの場合、所得制限はあるものの、法律扶助制度の適用も受けられることなど、区による給付金以外の方法でも対応が可能であり、また何よりも(f) 犯給制度創設の際に大議論があったように、何故、自治体(犯給制度の場合、国)が、本来の損害賠償責任を負う加害者等に代わって、「損失補填」をしなければならないかという理念的問題が完全に解消されておらず、またこうした制度が犯罪者による損害賠償責任の履行意識を希薄化する虞があるのではないかという問題が指摘されている(犯給制度の場合、国の求償権が法定されているが、これまで行使されたケースは殆どない)。

貸付制度は、これまで区においても、災害・疾病等一定の理由により応急に資金を必要とする者に対し小口の資金を貸し付ける制度などの区民のうちで一定の要件を満たした者に対する貸付制度が実施されている。こうした貸付制度を犯罪被害者等にも拡大するか、被害者に特化した貸付制度を創設することが考えられる。こうした貸付制度は、(イ)返済を前提とするため、見舞金等より

はより広範囲な対象者に対し高額の支援（貸付）が可能であり、（ロ）貸付額にもよるが、比較的迅速に貸付を実行することができ、被害者の緊急のニーズに応えることができると同時に、（ハ）犯罪被害者等は貸付金を自由に利用することができるが、見舞金と異なり、用途がある程明らかになるので、区の予算の有効活用になると同時に、被害者にとっても意味のある形で融資を受けることができ、また（ニ）返済という目標ができることで、被害者の立ち直りにも資する、という利点がある一方、（ア）

貸付であるので当然ながら返済しなければならない（返済免除は可能）、（イ）一定の所得制限や返済期限を設ける必要がある、（エ）連帯保証人を必要とするが、これを立てることが難しい犯罪被害者等もある、などの制約もある。

以上のように、見舞金、特定費用補填型給付、貸付制度にはそれぞれ一長一短があるものの、支援の対象範囲と迅速性、被害者のニーズ、区の財政状況に鑑みた場合、区による犯罪被害者支援としては貸付制度に意義があるものと思われる。そこで、まずは犯罪被害者等のための貸付（直貸付）制度を創設することを優先し、それを補完する形で見舞金的な支援金の制度を設けるべきであるとする。また、貸付制度においても、単に一つの枠組みとする必要はなく、対象を限定して貸付限度を比較的高額なものとする制度と、金額を限定する代わりに迅速に貸付を実行することができる制度を並行して設けることも考えられるし、事業を営む者が犯罪被害を理由として事業に著しい困難が生じている場合に、事業資金を融資する制度も一考に価する。

（３）経済的支援の対象

限りある財源のなかで犯罪被害者等に対する経済的支援を有効に行っていくためには、犯罪被害等の結果、真に支援を必要としている者に限定する必要がある。本検討会において具体的な対象範囲を確定することは相当でなく、これは今後、条例化や施行規則制定の段階において定められるべきであるとする。が、当面、支援金については身体犯による死亡や重傷事件などに限定し、貸付制度については、これより対象を広げることが可能であるものの、前述したように、貸付限度額や利息などに応じて複数の枠組みを設けることが検討されるべきである。

また、貸付や支援金給付の対象は、犯罪被害者が生存している場合は本人が対象となるが、犯罪被害者が死亡した場合は、遺族のうち、以下のように、犯給制度と類似の順位の者を対象とするのが望ましい。

- 1 被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
- 2 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 3 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

即ち、上記の 1、2、3 の順序で、同順位にある者は各号に掲げる順序のうち第一順位の遺族を対象とすることが考えられる。

その他の受給資格者も犯給制度に準じた内容とすることが相当であるが、犯罪被害者等と加害者の間に親族関係があるからという理由で受給資格を認めないとするのは妥当でなく、第 3 章の 2 で述べたように、親族間の犯罪等の事件であっても、犯罪行為を誘発したなどの一般制限事由で対応すべきである。

（４）犯罪被害者等給付金その他の法令による給付や損害賠償との関係

犯給制度の場合は、他の一定の法令による給付や加害者による損害賠償が行われるときには、その価額の限度で犯罪被害者等給付金の調整が行われる。区が条例に基づいて行う支援金などの給付型の経済的支援は、犯給制度など他の法令による給付との調整を行ってしまつては、犯給制度を補完し、犯罪被害者等の立ち直りや回復に資するという制度の趣旨に悖ることになるから、こうした調整は行わないものとするのが妥当である。

また、加害者による損害賠償についても、たとえこれが行われたとしても、犯罪被害者等の被った損害の全てを補填するものであることは殆どないことを考えると、損害賠償との調整も行わないとすることが妥当である。

（５）貸付制度の在り方

貸付制度の資格要件、限度額、利子、返済期限、連帯保証人の有無、また支援金の対象資格要件や限度額などについては、被害者のニーズや区の財政を考慮しながら決定していくことが望ましい。しかし、利子については無利子を前提に検討していくことが望まれる。また、貸付を受けた犯罪被害者等が著しく経済的に困窮した場合などには、区長により、返済期間を延長し、又は返済を免除することができるようにすべきである。

連帯保証人については、犯罪被害者等が急遽連帯保証人を立てることが困難な場合も考えられるものの、貸付である以上、これを立てるか、返済保障保険に加入するからのいずれかを取らざるを得ないものとする。

（６）財源

犯罪被害者等に対する経済的支援の予算は、区の一般会計予算で賄うことも考えられるが、犯罪被害者の支援事業が貸付や給付などに止まらず、予算的裏付けを必要とする事業が多岐に亘ることを考えると、区の拠出金及び区民等からの寄付金等を原資とする犯罪被害者基金を設置し、犯罪被害者等に対する経済的支援やその他の支援に用いるほか、犯罪被害者支援員の育成、犯罪被害者等の支援を行う民間団体の助成又は啓発活動などに用いるようにすることが望ましい。また、こうした犯罪被害者基金への寄付ができるようにすることにより、区民等が犯罪被害者支援事業に対し関心を示す啓蒙効果も併せて期待することができる。寄付以外にも、賛助会員制度を設け、個人会員や法人会員などから会費という形で犯罪被害者支援基金の原資としていくことも検討されてしかるべきである。

しかし、こうした基金を設けたからと言って、犯罪被害者等の支援に対する財政面での区の責務が軽減されると考えるのは適当でない。犯罪被害者等に対する貸付制度においては、利子収入を殆ど期待できないばかりか、返済免除なども予想されることから、原資を運用するというより、これを切り崩していく形になるものと思われることから、基金の制約から犯罪被害者支援の業務が支障・停滞を来すことがないよう、拠出金など区は財政的な裏付けをしっかりと行っていくことが求められる。

6 医療支援・心のケア

区は、犯罪被害者の傷病や犯罪被害者等の心のケアについて、保健所、保健センター、杉並区急病医療情報センター、区内の医療機関等と連携を図りながら、犯罪被害者等の医療や心のケアに関する相談にあたり、必要な情報の提供と適切な助言を行い、犯罪被害者等が安心して医療や心のケアを受けられるような体制の構築に努めるべきである。

身体的な被害を受けた犯罪被害者は、被害直後の救急医療等を通じて治療を受けることが通常であるが、その後、継続的に治療を受ける過程で治療に対する要望や疑問が生じることも少なくなく、こうした場合に現在治療を受けている医療機関以外において医療についての相談や助言ができるような体制が必要である。

また、犯罪被害者等は、犯罪被害という非常に強い外傷体験を通じて、麻痺、自分の周囲に対する注意の減弱、現実感の消失、離人症、解離性健忘といった急性ストレス障害の症状を呈したり、反復的・侵入的な想起、フラッシュバックなどの再体験の継続、外傷と関連した刺激の持続的回避、全般的反応性の麻痺、持続的な過剰覚醒が1か月以上に亘って続き、心的外傷後ストレス障害（PTSD）と診断されることがある。こうした犯罪被害者等が相談し、適切な心のケアをうけることが立ち直りの出発点となることから、区は、保健所、保健センター、杉並区急病医療情報センター、区内の医療機関等と連携を図りながら、犯罪被害者等が安全な場所で安心して相談を受けることができる体制を整備する必要がある。

7 再被害・犯罪被害の防止

- ①区は、警察や防犯協会、学校など関係機関との連携を図りながら、情報収集と関係諸機関の調整に努めつつ、犯罪被害者等や潜在的な犯罪被害者たる区民に対し情報提供や適切な助言を行い、犯罪被害者等に対しては必要に応じて一時利用住居の提供など行うなどの方法により、犯罪被害者等の再被害・累被害を未然に防ぐよう努める必要がある。
- ②犯罪被害者等に対し支援を行う過程で、支援に従事する被害者支援コーディネータ等の関係職員や被害者支援員に攻撃や被害が及ぶことのないよう、これら支援従事者の安全を確保するための措置を講ずるとともに、支援従事者に対し、業務や活動における自身の安全確保について研修や講習を通じて周知に努めるものとする。

（１）再被害・累被害防止の体制

犯罪被害者等は、犯罪被害の原因となった事情が継続している場合などに同一の加害者から被害を受けることがあるほか、事件を警察に届け出たり、告訴をしたことを逆恨みした加害者から報復を受ける虞もある。また、近年の被害者学の研究から、同じ者が異なる加害者から繰り返し同種の被害にあう累被害という事例が報告されている。さらに、悪質商法などに見られるように、一度、被害に遭った者の情報を犯罪者や犯罪組織間で売買し、過去の犯罪被害者等に対して異なる手口で更なる犯罪行為を行う事例も増えている。

犯罪被害者等にとって、犯罪被害による影響からの立ち直りや回復は重要であるが、まず何よりも、こうした再被害や累被害から犯罪被害者等を保護することが最優先の課題となる。こうした犯罪被害者等の再被害・累被害の防止は警察が主たる役割を果たすべきであるが、区においても、支援を実施した犯罪被害者等や被害者総合支援窓口やその他区の相談窓口に相談に訪れた区民に対し情報提供や適切な助言を行うなどし、また必要に応じて第４章の２で言及した一時利用住居の提供を行うなどの方法により、更なる被害の発生を未然に防ぐよう努める必要がある。

（２）警察や防犯協会等との連携

犯罪被害者等の再被害・累被害にあっては、区内の警察署や防犯協会、学校等関係機関との連携を図り、犯罪被害や防犯に関する情報収集や犯罪被害者等の支援を巡る諸機関の調整に努める必要がある。また、近年、自治体と警察が警備業者に委託して地域の警備を行う動きが活発化しつつあることに鑑み、区

においても、将来、こうした民間警備会社との連携を通じた区民や犯罪被害者等の安全確保の在り方について検討していくことが望まれる。

（３）被害者支援の専任者や被害者支援員の安全確保

犯罪被害者等に対し再被害や累被害が及ぶ過程で、犯罪被害者等の支援を行っている区の被害者支援コーディネータ（第５章の２）その他関係職員や被害者支援員が攻撃の対象なる危険性があることから、区は、そうした危険性を認識し、犯罪被害者等の支援に従事する者の安全を確保するための措置を講ずるとともに、被害者支援コーディネータその他関係職員や被害者支援員に対し、業務や活動における自身の安全確保について研修や講習を通じて周知せしめるものとする。

8 現行施策の活用

区は、本報告書で提言を行う新たな犯罪被害者支援策のほか、既存の公共施策を犯罪被害者等の支援にも積極的に活用していくことに努めるべきである。

区が所管している保健、福祉、介護、保育、教育、住宅、租税の分野は犯罪被害者等の支援と関わりが深いものが少なくない。このなかには、犯罪被害者等にもそのまま利用可能なものもあれば、条例・施行規則・要綱などの改正を経ることで十分対応可能となる施策もあると思われることから、区としては、今後、既存の施策についても犯罪被害者等の支援に積極的に活用していくことに努めていくことが望ましい。

第5章 犯罪被害者等の支援体制

1 総合支援窓口の設置

- ①区は、犯罪被害者等に対し総合相談、情報提供及び支援の総合的な調整を行うため、犯罪被害者等のための総合支援窓口を設置することが望ましい。
- ②犯罪被害者等のための総合支援窓口の設置及びその運営にあたっては、犯罪被害者等の利便性、秘密の尊重及び名誉保持、安全の確保に配慮し、区に設置されている関係部署その他関係機関や団体との円滑な協力と連携を図るよう努めなければならない。
- ③犯罪被害者等総合支援窓口には、専任の職員（被害者支援コーディネータ）を配置し、犯罪被害者等からの相談に応じ、その相談内容や要望から適切と思われる情報や助言を行い、必要に応じて、区が提供する犯罪被害者支援策その他の公共施策の申請を補助し、又は関係部署その他関係機関や団体への紹介及び調整を行うものとする。

（１）総合支援窓口の機能と性格

第4章の2で述べたような犯罪被害者等の総合相談、情報提供及び支援の総合的な調整をおこなうためには、犯罪被害者等の専用且つ総合的な相談窓口として犯罪被害者等からの相談を受け付けることから始まり、情報提供と助言を経て、具体的な支援の措置を取る場合の関係部署や機関・団体との調整に至るまで、犯罪被害者等の支援において一元的な対応が可能な One Stop Shop としての総合支援窓口を設置することが重要である。

（２）総合支援窓口の環境

この犯罪被害者等総合支援窓口は、犯罪被害者等が利用しやすく、また相談等に際して犯罪被害者等の秘密の尊重や名誉保持に対する最大限の配慮がなされ、その安全が確保される環境でなければならない。従って、総合支援窓口は、外部の利用者からみて利用しやすい場所に設置され、また形態もオープンスペースではなく、外部に声が漏れない個室であることが望ましい。

（３）関係部署や関係機関・団体との連携・協力

犯罪被害者等の相談内容や要望する支援の内容によっては、区の関係部署や法律相談など各種の専門相談員、外部の関係機関や団体に支援をつないだりして

いくことになるから、これらの部署や機関と密接且つ円滑に連携・協力しながら犯罪被害者等の支援を行っていく必要がある。

2 被害者支援コーディネータ等の配置と養成

- ①区は、犯罪被害者等の総合相談と支援のための研修を受けた区の職員の中から被害者支援コーディネータを指定し、総合支援窓口配置するものとする。
- ②被害者支援コーディネータは、総合支援窓口において、犯罪被害者等のための総合相談、各種の支援措置やサービスの申請・手続補助及び関係部署や他の関係機関・団体への紹介と調整の職務に従事するものとする。
- ③区は、関係部署での研修に加え、民間被害者支援団体によるボランティア養成研修など外部の研修講座に派遣するなどして、犯罪被害者等のための相談や調整に当たる被害者支援コーディネータの養成に努めなければならない。
- ④被害者支援コーディネータ又はこれになろうとする者は、犯罪被害者等の支援に必要な知識の習得及び相談技術等の向上に努め、犯罪被害者等の支援の改善・向上を心掛けるものとする。
- ⑤被害者支援コーディネータは、職務上知り得た秘密を当然に守らなければならないほか、犯罪被害者等の心情の理解と立ち直りの支援に努めるものとする。
- ⑥区は、犯罪被害者等の支援に関わる区の関係部署の職員のなかから、被害者支援コーディネータと連携を図りながら主に犯罪被害者等の支援関連業務に従事する職員を被害支援担当者として指定する仕組みを設けることが望ましい。

(1) 被害者支援コーディネータの指定・配置

区は、犯罪被害者等の相談と支援のための研修を受けた区の職員（区の職員として採用する予定の者も含む）の中から被害者支援コーディネータを指定し、犯罪被害者等総合支援窓口配置して、以下の犯罪被害者支援の業務に従事するものとする。

(a) 総合相談

犯罪被害者等からの相談に応じ、区による犯罪被害者支援策その他公共政策を始め、国による犯罪被害者支援策、刑事手続や民事訴訟の概要と犯罪被害者等の地位、民間被害者支援団体の活動等に関する一般的な情報を提供し、必要な助言を行う。専門的知識を要する相談のうち、法律相談については、犯罪被害者等のための法律相談体制（第4章の1（3））が整備されれば、その担当弁護士に、また医療相談については、区の保健所や保健センター等（第4章の6）による相談をつなげていく役割を果たすことになる。

(b) 申請・手続補助

総合相談や情報提供を通じて犯罪被害者等が区や国その他の機関が提供する各種の支援措置やサービスの申請や手続を行うことになった場合、犯罪被害者等の要望に応じて、その補助や付添いを行う。

(c) 紹介・調整

犯罪被害者等が他の関係部署や機関・団体が行う支援が必要であるか、これを希望する場合、単に当該部署等の連絡先を紹介するだけに止まることなく、犯罪被害者等の同意を得て、当該部署等に連絡を取り、以後の必要な調整を行う。

被害者支援コーディネータは、専ら犯罪被害者等の支援に従事する専任の職員であることが望ましい。同性による相談を希望する犯罪被害者等がいることもあって、複数で男女の被害者支援コーディネータを指定・配置することができれば申し分ないが、区の職員体制や人事などにより、これが困難である場合は、専任の被害者支援コーディネータ以外に、担当部局の常勤の職員のうちで犯罪被害者等の支援について研修を受けた者を兼任の相談員とするか、将来的には、犯罪被害者支援員のうち犯罪被害者相談員（第5章の3）を一定の曜日などに総合支援窓口での相談についてもらうなどの工夫が検討されてよい。

(2) 被害者支援コーディネータの養成

犯罪被害者等のための相談や調整に当たる被害者支援コーディネータは、区による犯罪被害者支援策その他公共政策を始め、国による犯罪被害者支援策（犯給制度等）、刑事手続や民事訴訟の概要と犯罪被害者等の地位、民間被害者支援団体の活動等に関する一般的な知識に加え、犯罪被害者等の相談ノウハウを有していることが求められることから、区は、犯罪被害者支援策ほか各種の公共施策に関する基本的知識の把握するための関係部署での研修に加え、被害者支援都民センターなど犯罪被害者等早期援助団体で各種の相談や直接支援業務と共に被害者支援ボランティアの養成を行っている民間被害者支援団体の研修に職員を派遣するなどして、被害者支援コーディネータの養成に努めなければならない。

(3) 被害者支援コーディネータの職務上の義務

犯罪被害も様々であるうえ、犯罪被害者等の抱える事情や要望も様々であり、また犯罪被害者等に対する区や国、民間団体などの施策も変化していくことから、被害者支援コーディネータになろうとする者は勿論、被害者支援コーディ

ネータに指定された後も、定期的に区や外部の機関が実施する研修や講座、シンポジウム等に積極的に参加し、常に新たな知識の習得や相談技術の向上に努め、犯罪被害者等に対する支援の改善・向上を心掛けなければならない。

被害者支援コーディネータも区の職員である以上、地方公務員法第 34 条の守秘義務や同第 35 条の職務専念義務を遵守すべきことは勿論であるが、これらは言わば職務の最低限を述べているだけであって、犯罪被害者等の支援に当たっては、更に犯罪被害者等の心情の理解と立ち直りの支援に努めなければならない。

（４）被害支援担当者の指定

犯罪被害者等の支援に関わるのは被害者支援コーディネータだけでなく、むしろ被害者支援コーディネータは総合的な支援の調整役であることから、個別の被害者支援策や支援の措置を取る際には、区の関係部署が積極的に関わることになる。そこで、こうした関係部署の職員のなかから、被害者支援コーディネータと連携を図りながら主に犯罪被害者等の支援関連業務に従事する職員を被害支援担当者として指定することで、円滑な支援の実施が期待されるほか、職員の意識と支援方法の向上を図ることができるものと思われる。

区は、関係部署の職員の中で被害支援担当者に指定しようとする者に対しては、犯罪被害者等の支援に関する研修を実施して、被害者支援についての意識と一定の知識を有するようにし、また被害支援担当者についても、定期的に教育や研修を行うなどして、技能の向上に努めることが望ましい。

3 犯罪被害者支援員制度の創設

- ①区は、犯罪被害者等の支援に関心を有する区民の中からボランティアとして犯罪被害者等の支援に従事する犯罪被害者支援員の任命又は認定制度を創設することが望ましい。
- ②犯罪被害者支援員には、一般相談のほか、法律、医療、保健、税務、会計等の専門的見地から犯罪被害者等の相談に応じ、助言や情報提供を行う犯罪被害者相談員と、付添い、生活支援、情報提供などの直接支援に従事する犯罪被害者直接支援員の二つの類型を設け、各自のもつ専門性・経験・時間を生かしながら、それぞれの領域で犯罪被害者等の支援に当たる一方、犯罪被害者等の支援に関する広報活動や啓発活動にも従事するものとするのが望ましい。
- ③犯罪被害者支援員たる被害者相談員と犯罪被害者直接支援員の任命（認定）資格の詳細は区が諸条件を考慮して定めるのが相当であるが、一般に、犯罪被害者直接支援員はボランティアとしての一般的要件を求めることで足り、被害者相談員については、これに加えて一定の相談経験ないし専門的職業経験・資格を要するとするのが望ましい。
- ④犯罪被害者支援員は、その使命を自覚し、犯罪被害者等の支援に必要な知識の習得及び技能の向上に努め、積極的態度をもって活動に従事するものとする。また、犯罪被害者支援員は、職務上知り得た犯罪被害者等関係者の身上に関する秘密を尊重し、その名誉保持に努めると共に、不適切な言動によって被害者に二次的被害を生ずることのないよう十分留意しなければならない。
- ⑤区は、犯罪被害者支援員が、犯罪被害者等の事情に配慮しながらも、各自の都合に応じて柔軟に支援活動に従事できるよう調整し、個々の犯罪被害者支援員に過剰な物理的・精神的負担を負わせることのないように留意する必要がある。
- ⑥区は、犯罪被害者支援員の養成に努め、将来、より円滑で効果的な犯罪被害者等の支援を行うため、犯罪被害者支援員が自治組織（法人）を設立した場合、こうした組織に対し、財政的に支援を行っていくことも視野に入れておくことが望ましい。

（１）犯罪被害者支援員制度の必要性

区に被害者支援コーディネータを配置し、各関係部署に被害者支援担当者を指定するとしても、これらの職員が長期間に亘って犯罪被害者等の支援に従事することには自ずと限界があり、特に付き添いや生活支援と言った直接支援に

関しては、区の人的資源だけでは対応できないのが現実である。また、社会には、様々な分野や業界で活躍し、又は活躍していた優れた人材や奉仕活動に対する熱意と時間的余裕のある人材が数多くおり、こうした人々のもつ能力や熱意を犯罪被害者等の支援に生かすことができれば、犯罪被害者等の立ち直りにとって大きな力となることは間違いない。そこで、区は、これらの人材をボランティアたる犯罪被害者支援員として任命又は認定することで、犯罪被害者等の支援に参画して貰うことを検討すべきである。また、このように区民に広く犯罪被害者等の支援活動に参加してもらうことで、犯罪被害者等に対する理解と支援の必要性について区民に啓発する副次的効果も期待できる。

（２）犯罪被害者支援員の種類と活動内容

犯罪被害者等の支援においては、全てのボランティアに同じ活動を求める必要は全くないばかりか、極めて非効率的で、各人のもつ能力と時間を有効に使うことができないと言うべきである。そこで、ボランティアのもつ能力と関心に応じて、効果的な支援を行うことを目指し、異なる活動に従事する、犯罪被害者相談員と犯罪被害者直接支援員の二つの種類を設けることが相当である。

犯罪被害者相談員は、各種の相談業務に一定期間従事したことのある者や、区内の弁護士、医師、保健士、臨床心理士、税理士、公認会計士など専門的職業に従事する者のうち、犯罪被害者等の支援に関心がある者の中から任命（認定）し、犯罪被害者等総合支援窓口その他の機会において、各自の経験や専門的立場から犯罪被害者等に対する相談に応じることを主たる活動とする。

一方、犯罪被害者直接支援員は、特別な地位や資格を要せず、犯罪被害者等の支援に対する熱意と時間的余裕のある区民から任命（認定）し、主に犯罪被害者等の付添い、家事などの生活支援、話し相手などの活動を行うものとする。

このほか、犯罪被害者支援員は、犯罪被害者等の支援に関する広報活動や啓発活動にも従事するものとするのが望ましい。

（３）犯罪被害者支援員の資格要件

犯罪被害者支援員たる犯罪被害者相談員と犯罪被害者直接支援員の任命（認定）資格の詳細は区が諸条件を考慮して定めるのが相当である。但し、一般に、犯罪被害者直接支援員はボランティアとしての一般的要件を要するとすることが望ましく、それには一応、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成 14 年 1 月 31 日国家公安委員会規則第 1 号）の定める犯罪被害相談員及び犯罪被害者直接支援員の以下に掲げる要件が参考となる。

○二十五歳以上の者で、次ぎに掲げる要件を満たす者。

- 1 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- 2 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- 3 生活が安定していること。
- 4 健康で活動力を有すること。

犯罪被害者相談員については、これに加えて一定の相談経験ないし専門的職業経験・資格を要するとするのが望ましい。

（４）犯罪被害者支援員の服務規定と守秘義務

ボランティアたる犯罪被害者支援員の服務規定を定めることが相当である。特に、犯罪被害者支援員は、支援の過程で犯罪被害者等の私的領域に関わることになることから、職務上知り得た犯罪被害者等の身上に関する秘密を尊重し、その名誉保持に努めるとともに、不適切な言動によって被害者に二次的被害を生ずることのないよう十分留意しなければならない。

（５）犯罪被害者支援員のケア

犯罪被害者支援員は、犯罪被害によって心身に多大な影響を受けて苦しむ者を支援する活動に従事する自覚と責任感とをもって活動に望むべきであるが、しかし本来の職業等の一方でボランティアとして犯罪被害者等の支援に従事するものであるから、区は、犯罪被害者支援員に対し、物理的・時間的に過剰な負担がかからないよう調整する必要がある。また、犯罪被害者支援員が、犯罪被害者等に対し支援を行う過程で、犯罪被害者等の心情に同一化するあまり犯罪被害者等と同様の心理状態になる代理被害や、犯罪被害者等からの要望や要請が特定の犯罪被害者支援員に集中したり、逆に犯罪被害者等を十分支援できない無力感に苛まれるなどの、犯罪被害者支援員にとって過度な心理的負担がかからないように、区は十分に留意する必要がある。こうした犯罪被害者支援員のケアについては、区が配慮しなければならないが、将来、犯罪被害者支援員の組織化が図られた場合、犯罪被害者支援員の組織も、こうした犯罪被害者支援員のケアに取り組む必要がある。

（６）犯罪被害者支援員の養成と組織化

区は、犯罪被害者支援員又は犯罪被害者支援員になろうとする者に対する研修を自ら実施するか、外部の機関・団体が行う犯罪被害者ボランティアのための研修に派遣するなどして、犯罪被害者支援員の資質と技能の向上に努めるも

のとする。

また、犯罪被害者支援員は、将来、より円滑で効果的な被害者の支援を行うため、自ら自治組織を設立することも念頭に入れておくことが望ましく、更にこれを法人化していくことができれば理想的である。こうした犯罪被害者支援員の組織は、警察署の犯罪被害者支援ネットワークや民間被害者支援団体と連携・協力しつつ、より良い被害者支援体制の模索を行っていくことが望まれる。区も、こうした犯罪被害者支援員の組織に対し、犯罪被害者支援基金等を通じて財政的に支援していくことも視野に入れておくことが望ましい。

4 関係機関・団体との連携・協力・支援

- ①区は、犯罪被害者等に対する円滑で効果的な支援を行うため、犯罪被害者総合支援窓口を中核としつつ、関係部署や機関、犯罪被害支援員（及び将来はその組織）及び地域の関係機関や団体との連携・協力を努めなければならない。
- ②区は、犯罪被害者支援員の組織又は犯罪被害者等の支援活動を行う民間団体に対し、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の支援、情報や活動場所の提供等必要な支援を講ずるものとする。

（１）関係機関・団体との連携・協力

犯罪被害者等の支援は様々な領域に及ぶため、関係する機関や団体も様々であり、これら関係機関や団体と一定の役割分担をもちつつも、排他的な活動領域を主張することなく、相互に連携・協力することによって、より円滑で効果的な支援が実現するものとする。区は、犯罪被害者総合支援窓口を中核としつつ、警察署、防犯協会、民間被害者支援団体、民生委員児童委員協議会、保護司会など地域の関係機関や団体との連携・協力を努めなければならない。

（２）民間被害者支援団体の活動支援

一般に民間被害者支援団体の運営基盤は脆弱で、財政状況も厳しく、将来、区の犯罪被害者支援員が自治組織（法人）を設置した場合においても、この状況に変わるところはないものと推測される。犯罪被害者支援員や民間被害者支援団体の活動は、区が行う犯罪被害者等に対する施策の中で重要な位置を占めることから、これらの組織や団体の活動を促進し、ひいては犯罪被害者等に対する支援策の向上に資するため、区は、これらの組織や団体に対し財政上及び税制上の支援、情報や活動場所の提供等必要な支援を講ずるものとするのが望ましい。

5 犯罪被害者等支援協議会の設置

- ①区は、犯罪被害者等に対する支援策の推進・改善を目的として、学識経験者、関係機関、民間被害者支援団体、犯罪被害者等、区民、区などから構成される犯罪被害者等支援協議会を設置する必要がある。
- ②犯罪被害者等支援協議会は、以下の事務をつかさどることが望ましい。
- 1 犯罪被害者等の支援策の実施状況の評価・検討
 - 2 犯罪被害者等の支援に関する犯罪被害者等や区民からの意見・要望の受理・聴取
 - 3 犯罪被害者等の支援策の問題点や改善点の検討と提言
 - 4 その他区長が犯罪被害者等支援協議会の事務として認めた事項

（１）犯罪被害者等支援協議会設置の意義

区は、犯罪被害者等の支援策を外部の第三者を加えて客観的に評価し、施策の改善に努めるとともに、施策策定過程の透明性を確保していくことが重要であることに鑑み、関係部署や機関の代表者に加え、外部の有識者や犯罪被害者等、更には民間被害者支援団体の関係者などから構成される協議会を設置することが望ましい。

（２）犯罪被害者等支援協議会の事務

犯罪被害者等支援協議会は、犯罪被害者等の施策に関する現状評価と分析に基づき、問題点や改善点の検討と区への提言を行うとともに、犯罪被害者等や区民からの意見・要望の受理・聴取を通じて、区の施策の評価や改善に活用していくものとすべきである。

6 広報・啓発・研究活動

- ①区は、区民等が犯罪被害を被ったときに必要な支援を受けられるよう、犯罪被害者等に対する支援策を広く区民に広報するとともに、犯罪被害者等の支援の重要性についての区民の意識の高揚を図り、犯罪被害者等の支援への参加を促すよう努めるものとする。
- ②区は、犯罪被害者等に対して効果的な支援を行うようにするため、犯罪被害の影響や犯罪被害者等に対する支援策の効果や改善点についての調査研究を推進するとともに、国内外の犯罪被害者支援に関する情報収集と分析に努めるものとする。

（１）広報・啓発活動

如何に優れた支援策を有していようと、それを利用する犯罪被害者等が施策の存在を知らなければ画餅に帰することになる。その意味で、犯罪被害を受けた犯罪被害者等に対する総合相談や情報提供は極めて重要であるが、さらに平素から区民に対し施策について広く広報し、施策の内容や趣旨を周知せしめておくことの重要性も忘れてはならない。現在、全国各地で制定されている犯罪被害者等支援条例が殆ど適用されていないのも、犯罪被害発生状況や制度設計との関係のほかにも、条例や制度の広報が殆ど行われていないこととも決して無縁ではないことに注意する必要がある。そこで、区は、区のホームページ、iモード、新聞、テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ、広報紙、リーフレットなどの各種の媒体を利用して区民に犯罪被害者等に対する支援策や関連の条例について広報するよう努めなければならない。広報紙やリーフレットといった紙の媒体については、区役所以外にも、関連の機関や警察などの訪問者が目に触れる部分に常備しておく必要がある。

また、区による犯罪被害者等の支援策を含めた犯罪被害者支援の制度の詳細に関してわかりやすく解説したハンドブックを作成し、犯罪被害者等の利用に供するほか、必要に応じて区民にも配布するようにすべきである。

なお、区には多くの来日外国人が外国人登録をして在住していることから、こうした来日外国人たる区民や犯罪被害者等に対して犯罪被害者の支援策を広く知らしめるために、英語、中国語、ハングル、ポルトガル語などの外国語によるリーフレットやハンドブックを作成・配布することを検討すべきである。

（２）調査・研究活動

区は、犯罪被害者等の支援策が円滑で効果的に行われているかどうかの実態

を把握し、施策の改善に向けた検討に生かすため、犯罪被害者等に対する意識調査や施策の活用状況に関する現状調査を行うなど、犯罪被害者支援の実施状況に関する調査研究を行うほか、国内外の犯罪被害者支援に関する情報収集と分析に努めるものとする。

第5章 雑 則

1 区による措置

- ①区は、条例に基づく犯罪被害者等の支援策を推進するため、財政上の措置を含めた必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ②区は、毎年、条例に基づく犯罪被害者等の支援策の実施状況を、個人情報に亘らない形で公表するものとする。

区は、条例に基づく犯罪被害者等の支援策を推進するため、犯罪被害者支援の具体的な計画を樹立したうえで、関連法令の改正、予算措置、人材や設備の配置など必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、区は、犯罪被害者等の支援策の実施状況を定期的に公表することで、施策に対する透明性が高まり、外部の意見や批判に晒されることによって、より良い施策へと改善されていくことが期待できる。公表されるのは支援策の実施状況の概況やその分析結果であって、犯罪被害者等個人に関する情報を公開してはならないことは当然である。

2 施策・条例の見直し

区長は、区による犯罪被害者等の支援策を定めた犯罪被害者等支援条例（仮称）を、条例の施行後3年を目途として、条例の施行状況や犯罪被害者等の要望等を勘案し、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることが望ましい。

犯罪被害者等を巡る環境は大きく変化している。平成16年12月に犯罪被害者等基本法が制定されたこともあって、今後、犯罪被害者等に対する国の施策は大きく前進するものと思われ、その動向によっては、区の犯罪被害者等に対する支援の在り方を再検討する必要性が生じる可能性もある。また、区が今後実施する犯罪被害者等に対する支援策の実施状況によっては、改善を要するところが出てくることが予想される。そこで、条例の施行後3年を目途として、区による犯罪被害者等に対する支援の在り方を検討し直し、その結果に基づいて、必要であれば、条例の改正を含め必要な措置を講じることが望ましい。

参考資料

- 1 （仮称）杉並区犯罪等被害者支援専門家検討委員会名簿
- 2 （仮称）杉並区犯罪等被害者支援専門家検討委員会の検討経過
- 3 （仮称）杉並区犯罪等被害者支援専門家検討委員会設置要綱
- 4 杉並区21世紀ビジョン 区民が創る「みどりの都市」杉並（抄）
- 5 杉並区の犯罪情勢（警察統計）
- 6 犯罪被害者等基本法
- 7 全国における犯罪被害者等支援条例の制定状況（委員提出資料）

1 ～ 5 の資料を挟む

6 犯罪被害者等基本法（平成16年12月8日法律第161号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 基本的施策（第11条—第23条）

第3章 犯罪被害者等施策推進会議（第24条—第30条）

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたと言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

（基本理念）

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（連携協力）

第7条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第714号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（犯罪被害者等基本計画）

第8条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

2 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第12条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第13条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第14条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第15条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、1時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第16条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第17条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

（刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等）

第18条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権にふさわしい配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解の増進）

第21条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究の推進等）

第21条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第22条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

（意見の反映及び透明性の確保）

第23条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第3章 犯罪被害者等施策推進会議

（設置及び所掌事務）

第24条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

2 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

（組織）

第25条 会議は、会長及び委員10人以内をもって組織する。

(会長)

第26条 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第27条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

1 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

2 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第28条 前条第1項第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第29条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第30条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第2条 内閣府設置法（平成11年法律第89号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「確保」の下に「、犯罪被害者等の権利利益の保護」を加え、同条第3項第46号の次に次の1号を加える。

46の2 犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成6年法律第百61号）第8条第1項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

第4条第3項の表中

7 犯罪被害者支援関連条例の制定状況

①災害見舞金支給条例を改正し、犯罪被害者に見舞金を支給する例

都道府県	市町村	条例の制定状況			
		条例名	公布日	条例番号	施行日
神奈川県	秦野市	小災害見舞金等支給要綱	H1.6.23 (改H7)	告示第29号	1989.6.23 (H1.6.1まで遡及適用)
大阪府	摂津市	災害見舞金等支給条例	S46.6.28(改S50.3.31)	条例第28号 (条例8号)	S56.4.1
	高槻市	災害見舞金等支給条例	S44.3.31(改S56.3.30)	条例第4号 (条例第3号)	S44.4.1 (改S56.4.1)

②見舞金支給を目的とした単独の犯罪被害者支援条例を制定した例

都道府県	市町村	条例の制定状況			
		条例名	公布日	条例番号	施行日
埼玉県	嵐山町	犯罪被害者等支援条例	H11.9.8	条例第51号	H12.4.1 (H9.8.1まで遡及適用)
	三芳町	犯罪被害者等支援条例	H13.3.19	条例第6号	H13.4.1
千葉県	佐原市	犯罪被害者等支援条例	H12.12.28	条例第45号	H13.1.1
	多古町	犯罪被害者等支援条例	H13.12.18	条例第22号	H14.1.1
	大栄町	犯罪被害者等支援条例	H14.3.25	条例第6号	H14.4.1
	栗源町	犯罪被害者等支援条例	H14.9.26	条例第27号	H14.9.26
滋賀県	竜王町	犯罪被害者等支援条例	H12.3.30	条例第4号	H12.4.1
	彦根市	犯罪被害者等支援条例	H12.9.29	条例第55号	H12.9.29
	安土町	犯罪被害者等支援条例	H13.3.23	条例第2号	H13.9.1
	近江八幡市	犯罪被害者等支援条例	H13.3.28	条例第2号	H13.3.28
	東近江市 (旧八日市市)	犯罪被害者等支援条例	H13.6.29	条例第8号	H13.6.29
	栗東市	犯罪被害者等支援条例	H13.9.21	条例第22号	H13.10.1
	野洲市 (旧野洲町・旧中主町)	犯罪被害者支援条例	旧野洲町 H13.12.20 旧中主町 H13.12.26	旧野洲町 条例第25号 旧中主町 条例第18号	H14.4.1
	守山市	犯罪被害者支援条例	H13.12.25	条例第21号	H14.4.1
	草津市	犯罪被害者等支援条例	H14.3.25	条例第19号	H14.3.25
	大津市	犯罪被害者等見舞金支給条例	H14.12.20	条例第50号	H15.4.1
	蒲生町	犯罪被害者等支援条例	H15.3.26	条例第27号	H15.3.26
	日野町	犯罪被害者等支援条例	H15.3.28	条例第5号	H15.4.1
	愛知川町	犯罪被害者支援条例	H15.9.10	条例第21号	H15.10.1
	甲賀市	犯罪被害者等支援条例	H16.12.20	条例第194号	H17.1.1
	湖南市	犯罪被害者等支援条例	H16.10.1	条例第26号	H16.10.1
熊本県	長洲町	犯罪被害者見舞金の支給に関する条例	H13.3.19	条例第7号	H.13.2.21 (遡及適用)
神奈川県	寒川町	犯罪被害者等支援条例	H15.3.31	条例第6号	H15.4.1
福岡県	宗像市	犯罪被害者等の支援に関する条例	H16.3.31	条例第11号	H16.4.1
兵庫県	宝塚市	犯罪被害者支援条例	H16.12.21	条例第33号	H17.4.1

太田達也委員提出資料

7 犯罪被害者支援関連条例の制定状況〈続き〉

③安全なまちづくり条例の中に犯罪被害者支援の規定を盛り込んだ例

都道府県	市町村	条例の制定状況			
		条例名	公布日	条例番号	施行日
滋賀県	長浜市	防犯の推進に関する条例	H13.6.22	条例第20号	H13.6.22
茨城県	県	安全なまちづくり条例	H15.3.26	条例第16号	H15.4.1(一部H15.7.1)
沖縄県	県	ちゅらうちなー安全なまちづくり条例	H15.12.25	条例第47号	H16.4.1
愛知県	県	安全なまちづくり条例	H16.3.26	条例第4号	H16.4.1(一部H16.7.1)

④被害者支援施策を定めた単独の犯罪被害者支援条例を制定した例

都道府県	市町村	条例の制定状況			
		条例名	公布日	条例番号	施行日
東京都	日野市	被害者、遺族等支援条例	H15.6.27	条例第17号	H15.7.1
宮城県	県	犯罪被害者支援条例	H15.12.27	条例第76号	H16.4.1

⑤その他(犯罪被害者をも対象とする共済制度を条例で設けた例)

都道府県	市町村	条例の制定状況			
		条例名	公布日	条例番号	施行日
兵庫県	加古川市	生活安全共済条例	S46.12.15 (H15.12.24)	条例第31号(条例第40号)	H.16.4.1

太田達也委員提出資料